

平成 28 年 (2016 年) 7 月 4 日

報道機関各社 様

札幌市市民文化局

札幌市職員に対する損害賠償命令について

市民まちづくり局 (現:市民文化局) 市民生活部アイヌ施策課の委託契約事務において不適正な事務処理が行われていたことに関して、本市監査委員に対し、職員が札幌市に損害を与えた事実の有無並びに職員の賠償責任の有無及び賠償額について決定を求めておりましたが、このたび損害があった旨の結果報告がなされたことを受け、関係職員に対して賠償を命じたので、ご報告いたします。

今後は、このような事態を引き起こさないよう、適正な事務処理に努めてまいります。

1 不適正な事務処理が行われた契約及び札幌市の損害額

札幌市の損害額は、本来行われるべきであった指名競争入札又は指名見積合せが実際には行われずに契約が行われたことにより、適正価格と実際の契約額との間に生じた差額分です。適正価格については、同種の業務における平均落札率を当該業務の予定価格に乗じて得た金額としております。

委託業務別の具体的な損害額については以下のとおりです。

- (1) 札幌市アイヌ文化交流センター紹介パンフレット作製業務 (平成 21 年度～平成 23 年度、平成 25 年度) 計 222,810 円
 - (2) 人権啓発用ノート作製業務 (平成 21 年度～平成 24 年度) 計 523,281 円
 - (3) アイヌアートモニュメント紹介リーフレット制作業務 (平成 26 年度) 44,712 円
- 損害額合計 ((1)～(3)) 790,803 円**

2 職員の賠償責任

上記の各事務について、職員の故意又は重大な過失による法令に違反した行為によって札幌市に損害を与えたものと認められたため、地方自治法第 243 条の 2 第 3 項に基づき、下記職員に対し、各職位における職務権限の重要性及び職位ごとの平均給与収入を勘案してそれぞれ賠償を命じました。

- (1) 財政局課長職 (当時、課長職) 258,233 円に遅延損害金を加えた額
- (2) 白石区課長職 (当時、課長職) 17,885 円に遅延損害金を加えた額
- (3) 総務局課長職 (当時、係長職) 91,614 円に遅延損害金を加えた額
- (4) 西区係長職 (当時、係長職) 95,249 円に遅延損害金を加えた額
- (5) 厚別区一般職 (当時、一般職) 174,740 円に遅延損害金を加えた額

賠償命令額合計 ((1)～(5)) 637,721 円

なお、上記損害額合計と賠償命令額合計の差額 153,082 円は、損害賠償請求権の消滅時効成立 (地方自治法第 236 条第 1 項) によるものですが、関係職員よりこれに相当する額 (遅延損害金を含む) を寄附する旨の申し出を受けており、本件に係る札幌市の損害については全額が回復される見込みです。